

京都市告示第 436 号

道路法第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 14 日間一般の縦覧に供します。

平成 17 年 12 月 14 日

京都市長 榊 本 頼 兼

道路の種類 市 道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路 線 名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
上賀茂経211号線	左京区静市市原町714番地の1地先から	旧	メートル 14.10	12.70 ~メートル 13.20
	同町713番地の1地先まで	新	14.10	10.70 ~ 11.04
静市1号線	左京区静市市原町420番地の5地先から	旧	48.50	4.50 ~ 5.75
	同町1202番地の13地先まで	新	48.50	4.91 ~ 6.09
山科北花山緯7号線	山科区北花山中道町28番地の2地先から	旧	27.80	4.10
	同町83番地地先まで	新	27.80	4.03 ~ 4.07

(建設局道路部道路明示課)